

## おおさか環境賞 推薦要項

### 1. 対象となる活動の種類・内容

#### (1) 府民活動

大阪府内で、個人・団体が取り組む次の活動が対象となります。ただし、大阪府外の活動であっても、大阪府内に住所を有する個人の活動又は構成員の大半が大阪府域に住所を有する団体の活動については対象とします。

- ① 豊かな環境の保全又は創造に資する調査研究活動  
(例) ・ ブナ林の保全など希少な野生動植物の保護に向けた学術研究活動  
・ 地球温暖化やオゾン層の保護など地球環境問題に関する調査研究活動  
・ 途上国における森林の保全や砂漠化の防止などに関する調査活動
- ② 豊かな環境の保全又は創造に資する教育啓発活動  
(例) ・ 地域や学校等における地球温暖化防止等に関する環境教育・啓発活動  
・ グリーン購入の促進など環境に配慮したライフスタイルの確立に向けた啓発活動  
・ 家庭における省エネルギーのあり方に関する研修活動
- ③ 豊かな環境の保全又は創造に資する実践活動  
(例) ・ 里山保全活動  
・ 河川や海の水質浄化、川岸や海岸の自然再生に向けた実践活動  
・ 再生品利用や分別収集など廃棄物の減量化やリサイクルを推進する実践活動

#### (2) 事業活動

大阪府内で、事業者が取り組む次の活動が対象となります。ただし、大阪府外の活動であっても、大阪府内に事業所を有する事業者の活動については対象とします。

- ① 豊かな環境の保全又は創造に資する事業活動  
(例) ・ 環境への負荷が低減された製品・技術の開発  
・ 簡易包装やリサイクルなど省資源、省エネルギーに資する事業活動  
・ 自然の修復や再生などに貢献する事業活動や技術開発  
・ 共同輸送やエコドライブなど自動車の合理的使用に向けた活動  
・ 優れた都市景観を創出する技術の開発  
・ 環境に配慮した製品の購入（グリーン購入）を促進する事業活動  
・ 環境技術の海外移転に向けた国際協力

### 2. 対象となる活動の要件

この賞は、次の各号の要件を満たすものを対象とします。

- (1) 賞の対象となる活動が他の模範となるものであること。
- (2) 賞の対象となる活動が2年以上（年1回程度の活動にあっては3年以上）の実績を有しており、将来にわたり継続する見込みがあること。

ただし、2年以上の年数を満たしていない場合でも、その活動が特に顕著で多大な成果

を上げている場合には、これにかかわらず対象とする。

(3) 原則として、同一の活動により既に国による全国的な他の表彰を受けている者は除く。

ただし、受賞から3年を経過している活動については、対象とする。

(4) 前年度に、大賞又は準大賞を受賞している者は除く。

### 3. 賞の選考基準

#### (1) 大賞・準大賞・奨励賞について

書類審査を経て、大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会において、次の6つの視点から活動を評価し、大賞、準大賞、奨励賞の授与を決定します。〔選外となる可能性もあります〕

##### ① 環境の保全・創造への寄与

環境の保全・創造にどの程度寄与しているか。

##### ② 地域における活動の推進や貢献

地域における活動の推進や貢献にどの程度寄与しているか。

##### ③ 広域的又は国際的な広がりや波及効果

広域的又は国際的な広がりや波及効果の程度はどうか。

##### ④ 先進性・独自性

先進的・独自のなものであるかどうか。

##### ⑤ 継続性・実績

今後も継続が見込めるか。

活動期間の長短や実績の大きさはどうか。

##### ⑥ その他

今後に対する期待の有無や、全体的なバランスなどはどうか。

#### (2) 協働賞について

大賞、準大賞、奨励賞に決定した活動のうち、次の3つの視点から優れた協働取組でもあると認められる活動には、特別賞として協働賞の授与を決定します。本賞は被推薦者だけでなく、協働で活動を行う協働者にも授与することとします。

##### ① 役割分担

互いに特色を活かし合い、足りない部分を補い合った適切な役割分担がなされているか。

##### ② メリット

協働により一層効果的な取組みが実現しているかどうか。

##### ③ その他

上記の点以外に協働取組として評価できる点があるかどうか。

協働賞の例としては、上記 **1. 対象となる活動の種類・内容** に記載の活動を個人・団体・事業者等が互いに連携・協力して実施し、環境の保全又は創造に寄与しているものとします。

そのほか協働活動特有の事例として、

- ・ 地域や学校等で実施する環境教育プログラムを団体や事業者等が共同で開発
- ・ 事業者の環境報告書を団体等が企画段階から参画し共同で執筆

なども対象とします。

#### 4. 推薦について

大阪府知事から推薦の依頼を受けた市町村長、府民会議に参加している府民団体、事業者団体及び関連団体等の長は、この賞の対象となる個人、団体又は事業者の活動があると認めるときは、知事に推薦することができます。

府民活動を推薦する場合・・・推薦書 様式第1号に必要事項を記入

事業活動を推薦する場合・・・推薦書 様式第2号に必要事項を記入

☆2者以上の協働取組である活動を推薦する場合

主として活動を行う者を被推薦者、協働で活動を行う者を協働者（個人、団体又は事業者）として記入してください。その際、被推薦者の行う活動が府民活動であれば、推薦書 様式第1号に、事業活動であれば、様式第2号に必要事項を記入してください。なお、推薦書記入にあたっては「活動の内容等」欄に加えて、「協働取組について」欄も記入してください。「協働者」欄及び「協働取組について」欄に記載がある活動は、特別賞である協働賞の選考対象になります。

推薦する活動において、連携・協力している個人、団体又は事業者等があれば、協働者として「協働者」欄に記入し、併せて「協働取組について」欄にその取組み内容を記入してください。